

市内の空き店舗に事業所を新設（設置後3年以内）した事業者の皆様、

改装費（リフォーム代）の半額 を補助します。（上限20万円）

※ 内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事、ガス工事、空調設備（業務用）工事、サイン工事など。

対象

空き店舗等を賃借して、市内に事業所を新設した事業者（市内間の移転は除きます。）

条件

- ① 補助金の申請は、店舗の **改装工事に着手する前** に行うこと。（※申請前に工事が始まっている場合は、対象となりません。）
- ② 改装工事は、**市内に事業所がある業者に発注** すること。
- ③ 補助金の交付申請をした **年度内に工事完了** し、かつ、**年度内に事業を開始** する見込があること。
- ④ 補助金の申請は、事業所の新設（1店舗）につき **1回限り** です。
- ⑤ 市内で営業する事業者が新たに事業所を新設して補助金を申請する場合は、**元の店舗を空き店舗にしない** こと。

必要書類

- 浦添市産業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- 工事請負契約書の写し
- 賃貸借契約書の写し
- 事業計画書（別紙）
- 改装前の店舗の外観・内観が確認できる写真
- （個人の場合）住所が確認できる書類の写し
- 見積書等経費の内訳が確認できる書類
- 店舗の位置図及び平面図
- （法人の場合）定款又はこれに準ずるもの

補助金申請の流れ

